

議 事 日 程

第 5 回定例会
R 5 . 5 . 12 午後 4 時
狛江市役所 4 階特別会議室

1 審議事項

(1) 議案第 15 号

狛江市文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する庁内検討委員会の
設置及び運営に関する要綱

2 報告事項

－ 議会報告 －

な し

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

(1) 令和 4 年度通学路合同点検に基づく対策実施結果について

(2) 狛江市立中学校における合同運動部活動に関する実施要項の制定について

議案第 15 号

狛江市文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する庁内検討委員会の設置及び運営に関する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年5月12日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する庁内検討委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

狛江市文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する庁内検討委員会の
設置及び運営に関する要綱（案）

令和5年 月 日
教育委員会要綱第 号

（目的）

第1条 この要綱は、狛江市に関する文化財及び歴史資料等の保管・活用施設について検討するため、狛江市文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、文化財及び歴史資料等の保管・活用施設の場所及び規模等の検討に関することを所掌事項とする。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- （1） 企画財政部長
- （2） 総務部長
- （3） 都市建設部長
- （4） 教育部長
- （5） 政策室長
- （6） 財政課長
- （7） 施設課長
- （8） まちづくり推進課長
- （9） 社会教育課長

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、教育部長とし、副委員長は、互選をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会の協議により別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

令和4年度 狛江市通学路合同点検に基づく対策箇所一覧表(令和5年3月末現在)

学区	住所・位置	課題内容	対策内容	対策実施機関	進捗状況
一 小	和泉本町1-37-1	一小南門からミニストップへ向かう横断歩道のラインが薄くなってきている。また、車道がカーブになっており、横断に注意が必要。	横断歩道の塗り直し	調布警察署	令和5年3月対策済
	岩戸北1-19	ミラー(ナンバー35)が植木で隠れている。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	岩戸北3-3(高架下)	簡易的な横断歩道があるが、子どもたちに横断歩道と認識されづらい。雨天時、両脇の歩道に複数の雨溝りができるため、それを避けて通行するためには車道に出なければならぬ状態にある。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	岩戸北1-2(狛江市役所東交差点)	「ふれあい街道」を通過した自転車の多くがスピードを出したまま交差点に入るため危険。	自転車止まれシート(規則マークシート)を路面に貼付(道路交通課) 歩行者用信号への視覚制限フードの設置(調布警察署)	道路交通課 調布警察署	①令和4年10月対策済 ②令和4年12月対策済
	和泉本町1-2-8(狛江市役所前交差点)	道が狭く、角を曲がる際に自転車とぶつかりそうになることがある。	飛び出し注意の看板を設置	道路交通課	令和4年10月対策済
三 小	猪方1-12(三小正前の道)	歩道がなく、カーブで見通しが悪いが、スピード超過の車が多い。	劣化している看板の付け替え スピード注意の路面標示の塗布を検討	道路交通課	令和4年11月対策済
	猪方1-1	雨天時、信号の押しボタンの下に大きな水溜まりができ、それを避けてボタンを押すには車道に出ないとならない状態にある。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	岩戸南1-8(三小通り入口交差点)	曲がり角が民家の壁で視界が悪く、飛び出してくる自転車等に気づきにくい。	横断歩道の塗り直し	調布警察署	令和5年3月対策済
	岩戸南2-22	民家の生垣が歩道にはみ出しており、子どもが通行する際に車道へ出てしまう。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	岩戸南3-14と18の間の道	見通しが悪い。道幅、歩道の幅が狭い。緩やかなカーブで対向車が見えにくい。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	岩戸南2-27と4-1の間の道(六小通り)	見通しが悪い上にスピード超過の車が多い。カーブで歩行者が見つらく、歩行者と自動車の接触の恐れがある。	白線の塗り直し	調布警察署	令和5年3月対策済
	岩戸南4-1(交差点)	交通量が多いが、見通しが悪い。スピード超過の車、自転車の逆走が多い。教会から児童館方面に歩いて向かう際、右側の曲がり角に電柱があり、それを避けて歩こうとすると、児童館側から左折で入ってくる車や自転車との接触の恐れがある。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
五 小	東野川1-35-18	点滅信号の交差点近くにある家から、物があふれており、本来児童が歩けるはずの白線の内側を歩くことができない状態にある。	所有者への注意喚起	道路交通課 調布警察署	令和4年9月対策済
	東野川1-31-9	T字路左側の敷地内の木が繁茂しており、視界が遮られている。右方向を写すミラーはあるが、左方向を写すものがない。	「止まれ」の路面標示の塗り直し	調布警察署	令和5年3月対策済
	東野川1-33-1	木が繁茂し、カーブミラーの半分以上が隠れている。	「止まれ」と「30キロ制限」の路面標示の塗り直し	調布警察署	令和5年3月対策済
	東野川4-10-14	向かって左側からの車などはミラーで確認できるが、右側からの車・バイクが確認しづらい。右側からの車両も多いため右側からの通行が確認できるミラーが必要。	ミラーを隠している植物の伐採	道路交通課	令和4年9月対策済
	東野川4-8-15	交通量が多く、交差点が死角になっている。「事故多し最徐行」の黄色い看板が、緑色の通学路の表示板を隠している。	「事故多し最徐行」の看板の位置の修正	道路交通課	令和4年10月対策済
	東野川4-10-7	右側の細い路地から自転車やバイクの飛び出しが多い。	飛び出し注意の看板を設置	道路交通課	令和4年10月対策済
	東野川4-12-20	スピード超過の車が多いが、見通しが悪い。	区画線の塗り直し	道路交通課	令和5年1月対策済
和 泉 小	元和泉2-26(交差点)	車両の通行が多いが、横断歩道がない。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	元和泉2-23~26	平日は車両通行禁止になっているが、土曜日はなっておらず、土曜日に学校がある時、車両が通るため危険。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	中和泉3-23(兜塚古墳付近)	車から小道の存在がわかりづらいため、車と小道から来る自転車、歩行者との接触の恐れあり。	路面シートの貼付	道路交通課	令和5年3月対策済
	中和泉5-6~中和泉3-26	道が狭く、見通しが悪いが、スピード超過の車が多い。	注意喚起看板の設置	道路交通課	令和4年10月対策済
	中和泉3-23-17(交差点)	3方向からの交通量が多いが、車両や人が来ていることがわかりづらい。	注意喚起看板の設置	道路交通課	令和4年10月対策済
	中和泉3-10-13(交差点)	カーブミラーがあるが見えづらい。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	中和泉4-3-7(交差点)	カーブになっているが、交通量が多い。	整備課工事に伴う区画線の塗り直し 自転車ナビマークの設置	整備課	令和5年1月対策済
	中和泉2-27~4(品川道)	交通量が多く、スピード超過の車も多い。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	中和泉2-26(上和泉通り)	交通量、スピード超過の車が多いが歩道が狭い。	整備課工事に伴う区画線の塗り直し 自転車ナビマークの設置	整備課	令和5年1月対策済
	中和泉5-6-14(交差点)	カーブミラーがあるが見えづらい。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	中和泉4-10、21、22のT字路	横断歩道の白線が薄くなっている。	「止まれ」の路面標示の塗り直し	調布警察署	令和5年3月対策済
	中和泉4-14-5	万葉通りの車の停止線の位置が前にありすぎるため、六郷さくら通りから入ってくる車との衝突が発生し危険。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	元和泉3-6-7	自転車の飛び出し、通行が多い。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	元和泉3-9-1(押しボタン式横断歩道)	左側からくる自転車が見えづらい。	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済
	中和泉5-40-27	見通しが悪いが、車両の通行が多い。	カーブミラーの設置	道路交通課	令和5年3月対策済
中和泉5-6	子どもへの声かけ事案発生場所(監視庁犯罪情報マップより)	ハード面は既に現状実現可能な対策は実施済み。危険箇所として児童に注意喚起する。	教育委員会	対策済	
一 中	和泉本町1-7と11の間の道	夕方以降、道が真っ暗で見通しも悪い。	街灯を追加設置	道路交通課	令和5年度対策予定

狛江市立中学校における合同運動部活動に関する実施要項

1 目的

狛江市立中学校の生徒が、競技の特性に合わせて運動部活動ができるよう必要な部員数を確保するとともに、競技の魅力を味わうことができる機会を構築し、持続可能な運動部活動の在り方を検討する。

2 種目

野球

3 休日における拠点となる学校（以下「拠点校」という。）

狛江市立狛江第一中学校とする。

4 対象

狛江市立中学校に在籍する全生徒

5 期間

令和5年4月22日から地域連携による合同部活動の試行実施の開始まで

6 指導者

拠点校の校長を合同運動部活動の代表校長とし、狛江市立全中学校に顧問教員を置き、平日の活動を指揮・監督する。休日の活動に関しては、拠点校の顧問教員が全体の調整を図る。

7 活動

- (1)原則として、休日における合同運動部活動は拠点校での活動とする。ただし、拠点校の利用が困難な場合はその限りでない。
- (2)平日における部活動は各々の在籍校において、在籍校の方針や顧問教員の指導に則って活動するものとする。
- (3)拠点校への移動は原則徒歩とし、自転車保険等に任意で加入している部員については、ヘルメットを着用したうえでの自転車の利用を認める。

8 その他

地域連携による合同部活動の試行実施を開始するまでの期間は学校管理下による活動とし、日本スポーツ振興センターの保険を適用する。

「狛江市民センター改修基本設計」及び「狛江市新図書館整備基本設計」に係る市民説明会等の実施について

■市民説明会の実施概要

令和4年11月に策定された狛江市民センター改修基本構想及び狛江市新図書館整備基本構想を踏まえ、建物の機能や配置などをより具体化した基本設計の進捗状況について、市民説明会を実施します。

(1) 実施日時

第1回 令和5年6月1日(木曜日)午後7時から

第2回 令和5年6月3日(土曜日)午前10時から

(2) 実施場所

市役所4階 特別会議室

(3) 参加定員

各回 50人(要予約・多数抽選)

(4) 周知

広報こまえ5月15日号、市HP、教育委員会HP、図書館HP

(5) 申込方法

5月28日(日曜日)までに、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・メールアドレス・参加を希望する回を電子申請・持参・郵送で中央公民館または中央図書館事務室へ

(6) 対応課

政策室、施設課、公民館、図書館

■新設図書館 近隣説明会

(1) 実施日時

令和5年6月25日(日曜日) 午前10時から

(2) 実施場所

駄倉地区センター

(3) 対象者

近隣住民(敷地境界より30m程度の範囲・130世帯程度)

(4) 周知

案内ポスティング及び郵送(賃貸物件オーナー)

(5) 対応課

施設課、図書館

1階 「交流・コミュニティフロア」

施設のエントランスとなる1階は、多世代のふれあいを創出する「交流・コミュニティフロア」とします。ゆったりと過ごすことのできるラウンジ機能、他フロアに関心をもってもらえるような展示機能、児童図書や子育て支援等の図書コーナー、新しいモノやコトを生み出す市民活動支援センターと公民館がつながり、市民の新しい交流の場となります。

- (凡例)
- 多機能
 - 貸室機能
 - 施設運営機能
 - トイレ・倉庫・階段
 - サポート機能
 - 改修部分を示す

保育室：
保育事業、保育活動団体が利用する際に使用。公民館利用のない時間は、多用途に利用

おはなしコーナー：
おはなし会などの催しを行う。催しがない時は、乳幼児を連れた親子の利用などを想定

図書コーナー「えほん」「ものがたり」：
保育室での利用も踏まえ、「えほん」コーナーを隣接させ図書資料を相互利用しやすい排架計画。子どもたちが手に取りやすい低書架。表紙をみせる棚など家具を工夫し、子どもたちにとって魅力的な本の空間に

図書コーナー「貸出・レファレンス」「返却」カウンター：
カウンターをふたつに分け、貸出、レファレンスに特化させることでサービスの向上を図る。貸出確認ゲートに近い配置とし、来館者の入退館時のトラブルに即時対応できるように配慮

フリースペース1：
フロア全体が見渡せ、案内性のよいエントランス。オープンな雰囲気、気軽に立ち寄れる空間に

図書コーナー「ちしき」：
フリースペース1・2に近い位置に排架し、大人が児童図書にふれるきっかけづくりを提案

ブックポスト：
閉館時、休館時の資料返却用ポスト。室内側に専用ブックトラック対応とする

図書検索・公民館予約コーナー：
情報端末などを集約させ、案内性に配慮。職員が応対しやすい配置

フリースペース2：
子育てやくらし関連等の一般図書を排架するなど図書館との連携を図り、親子連れの来館者に配慮。

風除室：
明るく入りやすい雰囲気に改修

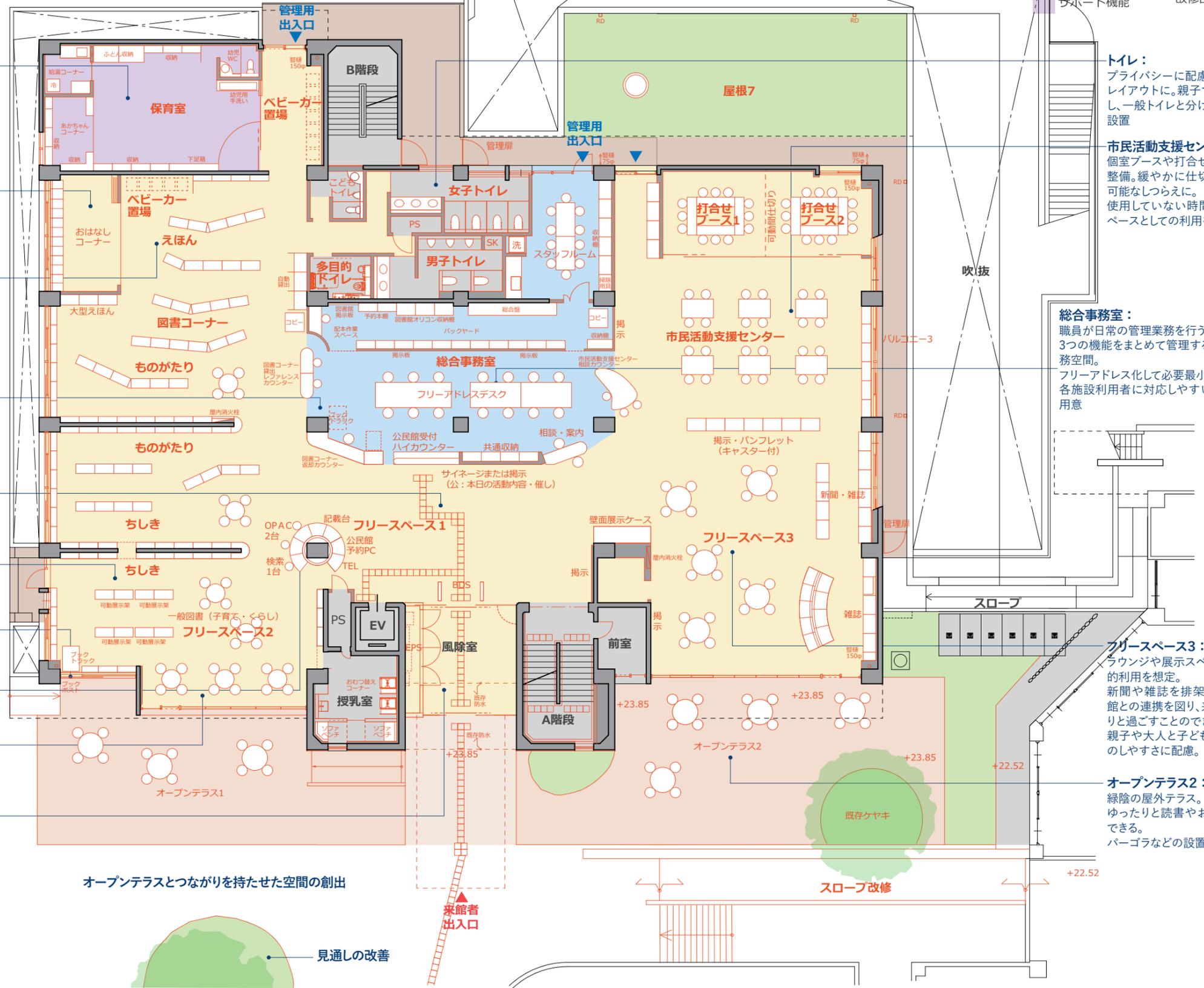
トイレ：
プライバシーに配慮し、扉が不要なレイアウトに。親子での利用に配慮し、一般トイレと分け、こどもトイレを設置

市民活動支援センター：
個室ブースや打合せスペースなどを整備。緩やかに仕切り、一体利用も可能な仕つらえに。使用していない時間帯は、フリースペースとしての利用を想定

総合事務室：
職員が日常の管理業務を行う。3つの機能をまとめて管理するオープンな執務空間。フリーアドレス化して必要最小限の面積に。各施設利用者に対応しやすいカウンターを用意

フリースペース3：
ラウンジや展示スペースとして多目的利用を想定。新聞や雑誌を排架するなど、図書館との連携を図り、来館者がゆったりと過ごすことのできる空間に。親子や大人と子どもの交流や利用のしやすさに配慮。

オープンテラス2：
緑陰の屋外テラス。ゆったりと読書やおしゃべりができる。パーゴラなどの設置を検討



オープンテラスとつながりを持たせた空間の創出



2階 「静かな会議・学習フロア」

多目的室、和室、スタディコーナーを中心とした2階は、「静かな会議・学習フロア」とします。会議や学習会、教養活動など、静かに学習し、落ち着いて学びあえる環境をつくとともに、個人での学習もできる環境を整備します。

- (凡例)
- 多機能
 - 施設運営機能
 - 貸室機能
 - トイレ・倉庫・階段
 - 改修部分を示す

オープンテラス：
近隣の住宅に配慮し、使用上のルールを決めるなど運用面での対応を行い、屋外テラスとして活用を図る。ゆったりと読書やおしゃべりができる。

講座室：
講座など60人規模の催しを想定。

フリースペース：
市文化財や利用団体の作品展示の場として、また多目的室と一体的な利用など市民の活動スペース

スタディコーナー：
読書や学習活動ができるスペース。個人利用を中心に50席程度を用意

多目的室5：
フリースペースとの境界をガラス移動間仕切りとし、一体的な利用が可能。

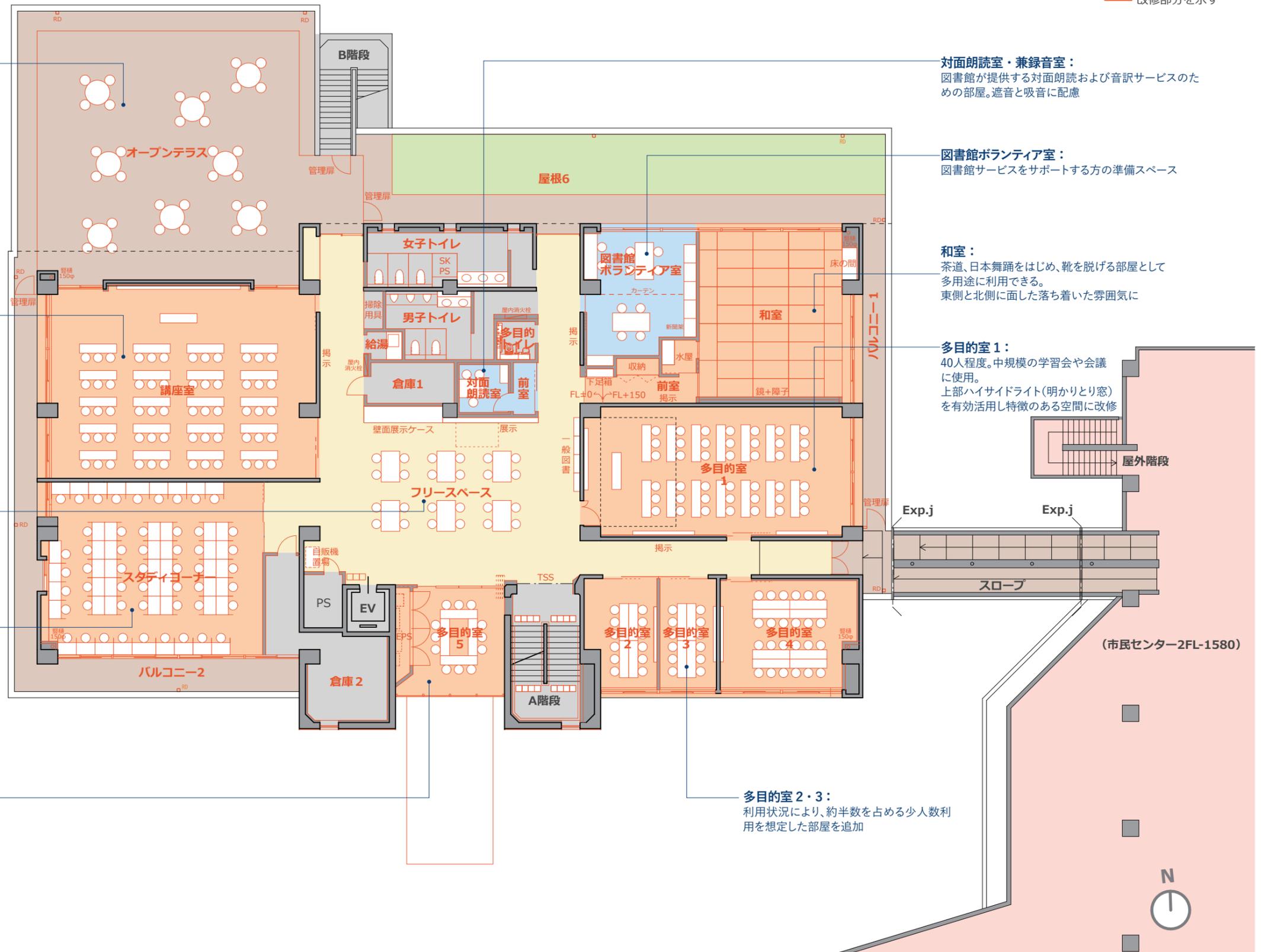
対面朗読室・兼録音室：
図書館が提供する対面朗読および音訳サービスのための部屋。遮音と吸音に配慮

図書館ボランティア室：
図書館サービスをサポートする方の準備スペース

和室：
茶道、日本舞踊をはじめ、靴を脱げる部屋として多用途に利用できる。東側と北側に面した落ち着いた雰囲気に

多目的室1：
40人程度。中規模の学習会や会議に使用。上部ハイサイドライト(明かりとり窓)を有効活用し特徴のある空間に改修

多目的室2・3：
利用状況により、約半数を占める少人数利用を想定した部屋を追加



地下1階 「にぎやかで多様な活動・イベントフロア」

ホールのほか、クラフトスタジオ、キッチンスタジオ、サウンドスタジオ、パフォーマンススタジオを基本とした地下1階は「にぎやかで多様な活動・イベントフロア」とします。

- (凡例)
- 多機能
 - 施設運営機能
 - 貸室機能
 - トイレ・倉庫・階段
 - 改修部分を示す

陶芸窯室：
窯が高温となるため独立した部屋とする。



クラフトスタジオ準備室：
クラフトスタジオで行う活動の準備や備品を収納

モノづくりなどのほか、ミーティング等、自由に集い交流することができる。
必要に応じてイスを追加して、20名程度まで対応可

キッチンスタジオ：
キッチンを利用した各種活動やミーティング等、自由に集い交流することができる。

パフォーマンススタジオ2：
ダンスやヨガ、バレエなどのほか、キッチンスタジオで作った料理を食べるスペースとして活用するなど、多用途に使用可。

サウンドスタジオ：
防振遮音構造を採用し、室外への騒音に配慮。他室への影響を心配せずに、気兼ねなく楽器の演奏や練習が楽しめる。

パフォーマンススタジオ1：
前室があり、演劇、コーラス、カラオケ、ダンス、バレエ等を想定

多目的室1・2 (ティーンズ優先)：
放課後にダンスなど軽く体を動かせる場とグループでの学習やミーティングなど交流する場を意図。子どものための居場所
子どもたちの利用がない時間は、一般貸出の部屋として活用。

団体活動倉庫：
活動団体の備品を収納

団体活動コーナー：
学習活動の準備や話し合いをオープンにして、新しいつながりのきっかけの場をつくる。

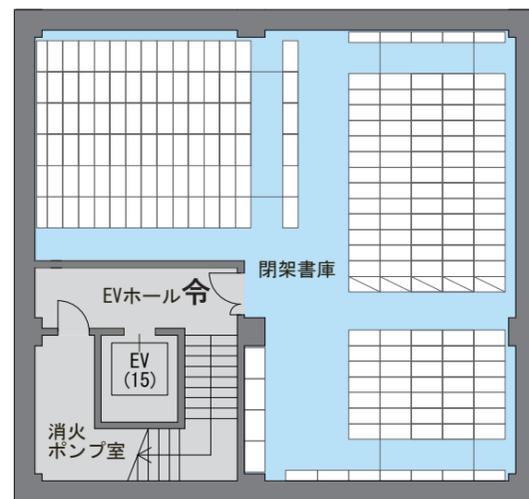
ホール：
講演会、ダンス、展示会など市民の日常の成果を発表する場として、照明、音響に配慮

フリースペース：
団体交流や多世代交流のスペース

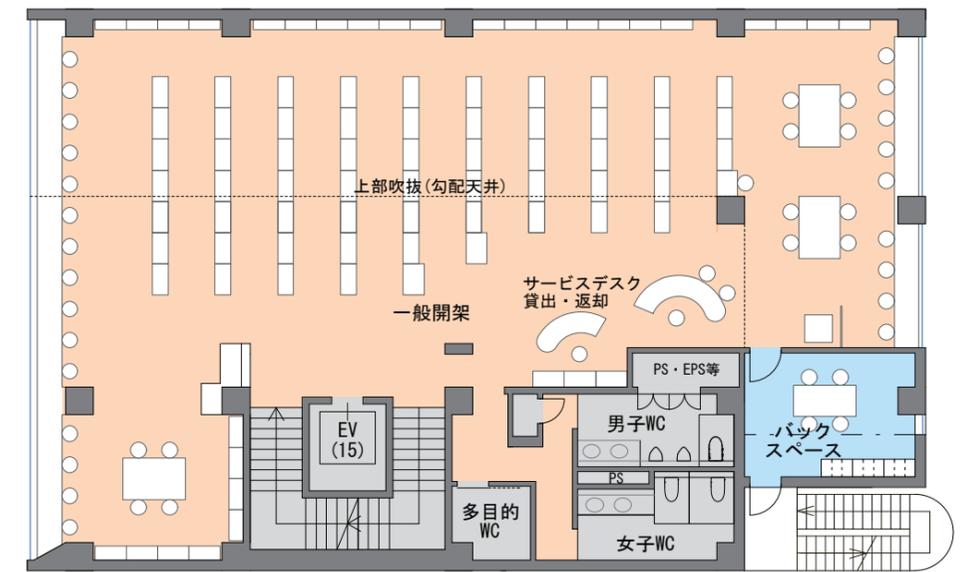




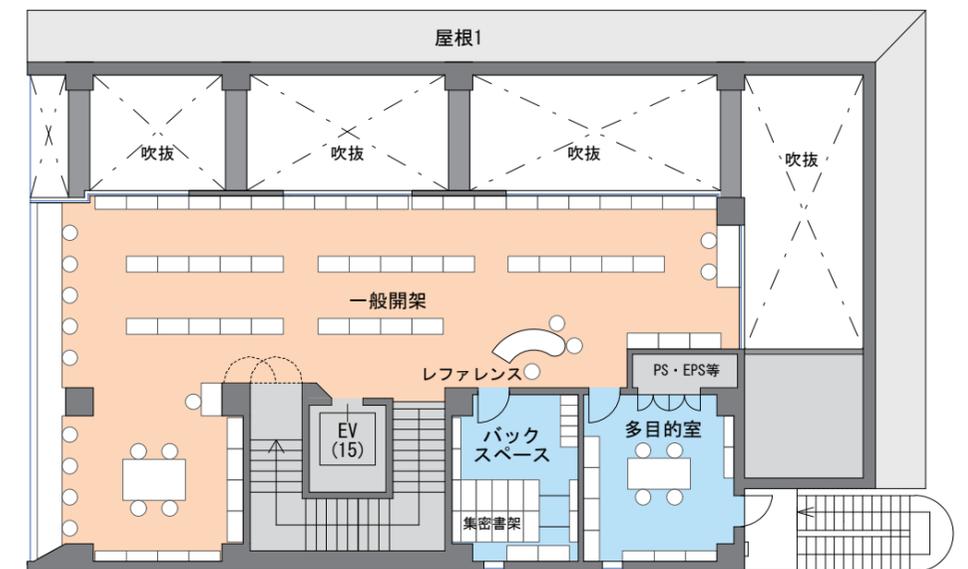
1階



地下1階



2階



3階